

## 航空宇宙工業規格

# 航空宇宙審査員の研修，開発，力量 及び資格証明に関する要求事項

## **SJAC 9104-3A**

(パブリックコメント用原案)

2021年1月 日 発行  
一般社団法人 日本航空宇宙工業会

## 根拠

この規格は、国際航空宇宙品質グループ(IAQG)の 9104-1 規格及び 9104-2 規格、国際標準化機構(ISO)／国際電気標準会議(IEC)の 17021-1 規格及び 17021-3 規格の最新の改正版に整合させ、利害関係者からのフィードバックを含め、過去の活動から得た教訓を組み込むために改正された。

DRAFT

## 目次

序文.....	5
1 適用範囲.....	5
2 引用規格.....	5
3 用語及び定義.....	6
4 審査員資格証明.....	7
4.1 一般.....	7
4.2 審査員資格証明に関する要求事項.....	8
4.3 審査員実務経験.....	8
4.4 航空宇宙及び防衛(ASD)産業についての知識.....	9
5 審査員の新規資格証明.....	9
6 審査員資格証明の更新.....	10
7 審査員資格の格上げ.....	11
8 審査員のパフォーマンスの監視及び管理.....	14
8.1 一般.....	14
8.2 審査員のパフォーマンスの基準及びパラメータ.....	14
8.3 審査員要求事項.....	14
8.4 認証機関(CB)に関する要求事項.....	14
9 審査員資格証明機関(AAB)に関する要求事項.....	16
9.1 一般.....	16
9.2 運営に関する要求事項.....	16
9.3 審査員の申請書のレビュー及び資格証明.....	17
9.4 審査員のパフォーマンス.....	17
9.5 審査員資格の一時停止及び取消し.....	18
9.6 審査員資格証明の移転.....	19
9.7 審査員資格証明機関(AAB)の取消し.....	19
10 研修提供者承認機関(TPAB)に関する要求事項.....	20
10.1 一般.....	20
10.2 研修提供者(TP)の承認.....	20
10.3 研修コース及び評価の承認.....	21
10.4 運営に関する要求事項.....	21
10.5 研修提供者(TP)の一時停止又は取消し.....	21
10.6 研修提供者承認機関(TPAB)の承認取消し.....	22
11 研修提供者(TP)に関する要求事項.....	22
11.1 一般.....	22
11.2 運営に関する要求事項.....	23
11.3 文書化した情報の保持.....	23
11.4 研修提供者(TP)の変更.....	24

12 研修コース及び評価に関する要求事項 .....	24
13 マーク及びロゴの使用 .....	24
付属書 A 略語集 .....	25
表 1-AQMS 審査員の新規資格証明に関する要求事項 .....	10
表 2-AQMS 審査員の資格証明更新に関する要求事項 .....	11
表 3-AQMS 審査員資格の格上げに関する要求事項 .....	13
表 4-審査員のパフォーマンスの監視活動 .....	15

DRAFT

## 序文

産業界では、生産活動を通じて品質の著しい改善及びコスト削減を達成するという目的のために、アメリカ、アジア・太平洋及びヨーロッパの航空、宇宙及び防衛企業の代表者で構成する IAQG を設立した。

IAQG は、次を適用することを含め、9100 シリーズ規格を使用し、各 IAQG セクター内で既に使用されている又は開発中のスキームを考慮しながら、認証機関(CB)による審査を受入れ認知する世界規模のスキームを開発した。

- 航空、宇宙及び防衛分野の産業界の指導及びオーバーサイト活動下での、航空、宇宙及び防衛分野特有の要素と要求事項による、第三者監査認証スキームの利用
  - サプライチェーン全体を通じて品質及びプロセスの管理の改善を目的とした調和したアプローチ
- 審査プロセスに対する信用及び信頼は、審査員研修の開発及び提供、強固な審査員資格証明、審査を行う者の力量に依存する。力量は、個人的な資質の実証及び、教育、研修、経験を通して得た知識及び技能を發揮できる能力が基本となる。

この規格は、IAQG が作成したものであり、航空宇宙品質マネジメントシステム(AQMS)の規格に応じた認証を支援するために航空宇宙及び防衛(ASD)の品質マネジメントシステム(QMS)の審査員の研修、開発、力量、資格証明に関する要求事項を規格化するものである。この規格は力量要求事項に関する現行の国際規格を補足するものである。

この規格において、次の用語が使用される。

- “～しなければならない” (shall)は、要求事項を示し、
- “～することが望ましい” (should)は、推奨を示し、
- “～してもよい” (may)は、許容を示し、
- “～することができる”、“～できる”、“～し得る” など(can)は、可能性又は実現能力を示す。

「事例(Example)」又は「例えば(e.g.)」の記述箇所は、指針を示す場合に使用される。「注記」に記載されている情報は、関連する要求事項の内容を理解するための、又は明解にするための手引きである。

## 1 適用範囲

この規格は、IAQG の業界による監視制度[IAQG Industry Controlled Other Party (ICOP)スキーム]に参加する審査員、認証機関(CB)、審査員資格証明機関(AAB)、研修提供者承認機関(TPAB)、研修提供者(TP)に関する最低限の要求事項を規定するものである。この規格に規定する要求事項は SJAC 9104-1 規格、SJAC 9104-2 規格、JIS Q 17021-1 規格、JIS Q 17021-3 規格に規定する要求事項を補足するものである。

この規格及び ICOP スキームのその他関連要求事項の対象となる当事者のデータ保護は、当該データの共同管理者間の双務契約によって管理される。

## 2 引用規格

参考文献として次に引用する文書は、この規格を適用するためには不可欠である。年の版の記載があるものは、その版が適用される。年の版の記載がないものは、最新の版(修正又は決議事項を含む)が適用される。この規格の要求事項及び参考文献として引用した規格の要求事項に矛盾がある場合は、この規格の要求事項を優先しなければならない。

**JIS Q 9100\*** 品質マネジメントシステム - 航空、宇宙及び防衛分野の組織に対する要求事項

**SJAC 9104-1\*** 航空、宇宙及び防衛分野の品質マネジメントシステム認証プログラムに対する要求事項

**SJAC 9104-2\*** 航空宇宙品質マネジメントシステム登録／認証プログラムのオーバーサイトに対する要求事項

**SJAC 9110\*** 品質マネジメントシステム - 航空分野の整備組織に対する要求事項

**SJAC 9120\*** 品質マネジメントシステム - 航空、宇宙及び防衛分野の販売業者に対する要求事項

”\*”で識別されている規格は、**IAQG** によって作成されており、**ASD-STAN**、**SAE**、**CEN**、**JSA/SJAC**、**ABNT** などの標準化団体から発行される。

**JIS Q 9000** 品質マネジメントシステム - 基本及び用語

**JIS Q 9001** 品質マネジメントシステム - 要求事項

**JIS Q 17000** 適合性評価 - 用語及び一般原則

**JIS Q 17021-1** 適合性評価 - マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項  
第1部：要求事項

**JIS Q 17021-3** 適合性評価 - マネジメントシステムの審査及び認証を行う機関に対する要求事項  
第3部：品質マネジメントシステムの審査及び認証に関する力量要求事項

**JIS Q 17024** 適合性評価 - 要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項

### 3 用語及び定義

一般的な用語に対する定義は、**JIS Q 9000**、**JIS Q 17000** 規格、**SJAC 9104** シリーズ規格及び **IAQG** ウェブサイトにある **IAQG** インターナショナルディクショナリーにて閲覧可能である。この規格の略語一覧は、附属書 A に示されている。この規格で適用する定義は、次による。

#### 3.1 審査経験 (Audit Experience)

品質マネジメントシステム(QMS)又は航空宇宙品質マネジメントシステム(AQMS)の第三者又は第三者監査を実施するチームリーダー又はチームメンバーとして審査に直接関与することによって獲得され、実証される経験。

#### 3.2 審査員資格証明 (Auditor Authentication)

審査員の力量が、この規格に規定する審査員としての最低限の要求を満たしているか又は超えていることを確認するプロセス及びアウトプット。

#### 3.3 審査員資格証明有効サイクル期間 (Auditor Authentication Cycle)

新規資格証明又は資格証明更新から3年間。

#### 3.4 審査員パフォーマンス管理 (Auditor Performance Management)

収集した審査員のパフォーマンス情報の結果に基づいて、審査員資格証明を維持するために、必要に応じて個々の第三者監査員パフォーマンスを監視し、改善プログラムを提言する活動。

#### 3.5 航空宇宙審査員 [Authenticated Auditor(AA)]

この規格の要求事項に準拠して資格証明を付与され、航空宇宙及び防衛(ASD)の組織に関する審査を行う力量(即ち、知識、技能、個人的な資質)が実証されている人。

#### 3.6 航空宇宙産業経験審査員 [Authenticated Experienced Auditor(AEA)]

航空宇宙及び防衛(ASD)産業界において適切な実務経験があることが認識されており、航空宇宙及び防衛(ASD)産業界についての知識を有していることが実証されていると共に、この規格の要求事項に準拠して資格証明が付与され、航空宇宙及び防衛(ASD)組織に関する審査を主導する力量(即ち、知識、技能、個人的な

資質)があることが実証されている人。

### 3.7 航空宇宙防衛(ASD)主任審査員研修コース [Aviation, Space, and Defense (ASD) Lead Auditor Course]

現行の JIS Q 9100 規格の要求事項, AQMS 全体の審査に適用されるプロセスアプローチ, AQMS 審査の計画, 実施, 報告, フォローアップ, 及び完了する方法を含む, 研修提供者承認機関(TPAB)が承認する双方向の研修コース。

### 3.8 継続的専門能力開発 [Continual Professional Development (CPD)]

専門職が個人の能力を向上するために要求される知識及び技能を改善してその幅を広げる手段のことである。継続的専門能力開発(CPD)には, 新たに出現する産業技術及び規制要求事項を含め, 審査専門職に関連する主題及びトピックに焦点を当てた, 関連する体系化された学習活動が含まれる。

### 3.9 請負契約者 (Contractor)

互いに対して拘束力がある同意を規定した契約条件に基づいて組織に代わって実務を行う人。請負契約者には, 専門的なアドバイスを提供する個人(即ち, コンサルタント)は含まれない。

### 3.10 IAQG 承認の要件 [International Aerospace Quality Group (IAQG) Sanctioned Requisites]

審査員の資格証明を支援するために IAQG が義務付ける活動(例えば, 研修, アセスメント, 評価)。

### 3.11 フルシステム審査 (Full System Audit)

審査対象である組織の認証範囲に応じて, 当該の各規格の全ての要求事項を網羅する QMS(JIS Q 9001)又は AQMS(JIS Q 9100, SJAC 9110, SJAC 9120)審査に審査チームのリーダー又はメンバー(該当する場合は必ず)として直接関与すること。

### 3.12 パフォーマンス改善計画 [Performance Improvement Plan (PIP)]

規定のパフォーマンスレベルを達成するために, 改善達成期間を設定して, 明確で体系化された一連の行動及び成果物を含め, パフォーマンス改善に対処する手段。

### 3.13 承認を受けた航空宇宙修理/整備専門研修コース (Regulatory Aviation Maintenance Specific Training Course)

航空機整備規制に関連して少なくとも 2 日間にわたって実施される民間/軍事航空当局が承認した双方向の研修コース(又は一連の研修コース)。

### 3.14 一時停止 (Suspension)

要求事項を満たしていないことが原因で資格証明又は承認活動に適用される一時的な制限。

### 3.15 取消し (Withdrawal)

要求事項を満たしていないことが原因で資格証明又は承認を停止すること。

## 4 審査員資格証明

### 4.1 一般

4.1.1 資格証明を求める審査員は, この規格に定める要求事項を満たし, さらに, 要求される基礎研修を修了し, 審査実績があり, IAQG が規定する必須条件を満たし, 実務経験を有し, 航空宇宙及び防衛(ASD)産業についての知識があり, 及び(該当する場合は必ず)適用可能な AQMS 規格に関する継続的専門能力開発(CPD)を実践しているという証拠書類を審査員資格証明機関(AAB)に提出しなければならない。

4.1.2 AQMS の各規格について次の審査員等級を定める。

- a) 航空宇宙審査員(AA)
- b) 航空宇宙産業経験審査員(AEA)

## 4.2 審査員資格証明に関する要求事項

4.2.1 審査員資格証明は次のそれぞれの資格証明段階に関して適用可能な要求事項に準拠して実施しなければならない。

- a) 審査員の新規資格証明(簡条 5 参照)
- b) 審査員資格証明の更新(簡条 6 参照)
- c) 審査員資格の格上げ(簡条 7 参照)

4.2.2 審査員は自身の審査資格が証明されている審査のみを行わなければならない(例えば, JIS Q 9100 の審査員資格を有する航空宇宙審査員(AA)又は航空宇宙産業経験審査員(AEA)は, SJAC 9110 又は SJAC 9120 についての審査を行うことはできない)。

4.2.3 審査員は1つないしそれ以上の審査員等級及び/又は規格について資格証明を取得することはできるが, 同時に取得できる資格証明は1つの規格につき1つの等級[航空宇宙審査員(AA)又は航空宇宙産業経験審査員(AEA)]のみである。

4.2.4 他の AQMS 規格(即ち, SJAC 9110 及び/又は SJAC 9120)についての審査員資格証明を取得するためには, 審査員は 9100 についての資格証明を有していなければならない。

**注記:** 審査員が既に JIS Q 9100 についての資格証明を取得しており, 他の AQMS 規格についての資格証明を求めようとする場合, その 9100 審査員資格証明が現在, 有効であることを条件として, 最初の資格証明を取得するために使用した実務経験が, 当該要求事項に適合していることを実証するために利用できる。

4.2.5 審査員は過去に資格証明申請又は資格証明の棄却, 一時停止又は取消しを受けたことがある場合は, 処分となった理由も含めて, その旨を審査員資格証明機関(AAB)に提出する申請書のなかで開示しなければならない。

## 4.3 審査員実務経験

### 4.3.1 航空宇宙審査員(AA)に要求される実務経験

実務経験とは, 適用範囲が類似している産業界(例えば, 自動車, 原子力, 海事, 医療機器, その他の高リスク/セーフティクリティカルな産業界など)において常勤の従業員又は請負契約者として, エンジニアリング, 設計, 製造, 品質又は工程管理に直接関与した経験でなければならない。

### 4.3.2 航空宇宙産業経験審査員(AEA)に要求される実務経験

実務経験とは, 航空宇宙及び防衛(ASD)産業界において常勤の従業員又は請負契約者として, 次のいずれかの組織内でエンジニアリング, 設計, 製造, 品質又は工程管理に直接関与した経験でなければならない。

- a) 主要装備品製造/組立組織—航空宇宙及び防衛(ASD)分野の完成機及びシステム全体(例えば, 航空機, 船舶, 潜水艦, 主要な武器システム, 発射装置, スペースクラフトなど)を設計, 製造及び引き渡す組織
- b) プライム組織—航空宇宙及び防衛(ASD)用の最終品目の主要アセンブリ, 主要サブアセンブリ又は主要構成品(例えば, キャビン, 翼, 胴体, 推進システム, 制御システム, 健全性監視システム, 兵器管理システム, レーダーシステム, 緊急警報システム又はバックアップシステム)を設計及び/又は製造する組織
- c) 航空宇宙及び防衛(ASD)規制機関—民間[例えば, 民間航空局(NAA)], 防衛[例えば, 防衛省(MoD)], 又は宇宙機関[欧州宇宙機関(ESA), アメリカ航空宇宙局(NASA), カナダ宇宙庁(CSA), 日本宇宙航空研究開発機構(JAXA), 中国国家航天局(CNSA)など]

### 4.3.3 航空宇宙産業経験審査員(AEA)に要求される整備実務経験



実務経験とは、民間航空局又は軍事航空局が認可した航空機整備組織において常勤の従業員又は請負契約者としてオーバーホール、分解、検査、試験、交換、不適合修復、改造及び修理の具現化に直接関与した経験でなければならない。

#### 4.4 航空宇宙及び防衛(ASD)産業についての知識

4.4.1 航空宇宙及び防衛(ASD)産業についての知識は最低限、次の事項に関するプロセス及び管理を理解していることが含まれなければならない。

- a) 先行製品品質計画
- b) 変更管理
- c) 不適合品の封じ込め、原因分析、及び是正処置
- d) 形態管理、識別、及びトレーサビリティ
- e) クリティカルアイテム及びキー特性
- f) 設計及び開発
- g) 外部供給者の承認及び管理
- h) 異物による損傷／異物残置(FOD)防止計画
- i) 不適合品の管理
- j) 運用リスクマネジメント
- k) 航空宇宙及び防衛(ASD)分野の規制要求事項
- l) 模倣品／不正品の防止
- m) 製品安全
- n) 生産部品承認プロセス
- o) 製造工程及び製品の検証／妥当性確認
- p) 抜取検査又は試験

4.4.2 加えて 9110 の審査員資格証明の場合は、上述の知識に最低限、次についての手続き及び管理に関する理解も含まれていなければならない。

- a) 航空機整備に関する規制
- b) 継続的耐空性管理
- c) 技術データの開発及び／又は維持管理
- d) 人々の資格認定及び認証
- e) 使用可能／使用不可能な物品又は製品の識別及び管理
- f) 部品配送プール及び繰り返し修理可能な部品プール
- g) 不正品が疑われる部品の防止
- h) 承認済み部品の取付
- i) 使用再開手続き

### 5 審査員の新規資格証明

5.1 各審査員等級の新規の審査員資格証明に関する要求事項は表 1 に従わなければならない。

5.2 新規の審査員資格証明申請手続きを開始するためには、審査員は該当する AQMS 規格についての審査員資格証明を求める申請書を自身が選択した審査員資格証明機関(AAB)に提出しなければならない。

表 1—AQMS 審査員の新規資格証明に関する要求事項

必須要件	航空宇宙審査員(AA)	航空宇宙産業経験審査員(AEA)	
基礎研修	研修提供者承認機関(TPAB)が承認した航空宇宙防衛(ASD)主任審査員研修コースを修了して、その試験に合格した証拠(3.7 参照)。		
審査経験(3.1 参照)	次の過去 3 年以内の証拠： a) QMS/AQMS の第三者及び／又は QMS 第三者のフルシステム審査(3.11 参照)を 4 回以上、審査チームメンバー又は審査チームリーダーとして行った実績 b) 必要な場合は、当該規格の全ての要求事項を少なくとも 2 回網羅したことを実証するための追加審査 c) 20 日以上 of 現地審査(審査計画及び報告書作成を除く)	次の過去 3 年以内の証拠： a) QMS/AQMS の第三者及び／又は QMS 第三者のフルシステム審査(3.11 参照)を 4 回以上、審査チームのリーダーとしてチームを主導して行った実績 b) 必要な場合は、当該規格の全ての要求事項を少なくとも 2 回網羅したことを実証するための追加審査 c) 20 日以上 of 現地審査(審査計画及び報告書作成を除く)	
IAQG 承認の要件(3.10 参照)	IAQG の全要件を満たし、完了した証拠(該当する場合は必ず試験を含む)		
審査員実務経験(4.3 参照)	過去 10 年間に通算 2 年の実務経験(4.3.1 参照)がある証拠	9100	直近の 10 年間に航空宇宙及び防衛(ASD)産業界において通算 4 年の実務経験(4.3.2 参照)がある証拠
		9120	上記 9100 の証拠に加えて、直近の 4 年間に通算 2 年の航空機整備実務経験(4.3.3 参照)がある証拠
航空宇宙及び防衛(ASD)産業についての知識(4.4 参照)	証拠は不要	9100	航空宇宙及び防衛(ASD)産業についての知識(4.4.1 参照)がある証拠
		9120	航空宇宙及び防衛(ASD)産業についての知識(4.4.1 参照)がある証拠
		9110	航空宇宙及び防衛(ASD)産業についての知識(4.4.2 参照)がある証拠

## 6 審査員資格証明の更新

6.1 各審査員等級の審査員資格証明の更新に関する要求事項は表 2 に従わなければならない。

6.2 審査員は審査員資格証明を維持するために更新手続きを開始する場合、資格証明の有効期限が切れる前に、自身が選択した審査員資格証明機関(AAB)の要求事項に従って審査員資格証明の更新を申請しなければならない。

6.3 審査員は(自身のそれまでの資格証明有効サイクル期間に関連して)自身が選択した審査員資格証明機関(AAB)に提出する申請書のなかで次を開示しなければならない。

a) 自身の状態を含め、提起されたパフォーマンス改善計画(PIP)(3.12 参照)

b) これまでに AQMS 審査の実施を請け負ってきた全ての認証機関(CB)

**表 2—AQMS 審査員の資格証明更新に関する要求事項**

必須要件	航空宇宙審査員(AA)	航空宇宙産業経験審査員(AEA)
審査経験(3.1 参照)	次の過去 3 年以内の証拠： a) QMS/AQMS 第三者監査及び／又は第三者のフルシステム審査(3.11 参照)を 4 回以上、行なった実績 b) 必要な場合は、当該規格の全ての要求事項を少なくとも 2 回網羅したことを実証するための追加審査 c) 20 日以上 of 現地審査(審査計画及び報告書作成を除く)	次の過去 3 年以内の証拠： a) AQMS 第三者監査及び／又は第三者のフルシステム審査(3.11 参照)を 4 回以上、行なった実績 b) 必要な場合は、当該規格の全ての要求事項を少なくとも 2 回網羅したことを実証するための追加審査 c) 20 日以上 of 現地審査(審査計画及び報告書作成を除く)
IAQG 承認の要件(3.10 参照)	IAQG の全要件を満たし、完了した証拠(該当する場合は必ず試験に合格していることを含む)	
審査員実務経験(4.3 参照)	証拠は不要	
航空宇宙及び防衛(ASD)産業についての知識(4.4 参照)	証拠は不要	
継続的専門能力開発(CPD)(3.8 参照)	当該の審査員資格証明有効サイクル期間内に少なくとも 1 年に 10 時間、通算して 40 時間、専門能力を開発した証拠 <b>注記</b> ：1 時間あたりの体系的学習活動は継続的専門能力開発(CPD)1 時間に相当する。	
審査員パフォーマンス管理(3.4 参照)	当該の審査員資格証明有効サイクル期間にわたって、提起された全てのパフォーマンス改善計画(PIP)[6.3 a)参照]、及びその他報告されたパフォーマンス問題又は懸念事項の証拠(9.4 参照)	

## 7 審査員資格の格上げ

7.1 航空宇宙審査員(AA)から航空宇宙産業経験審査員(AEA)への審査員資格の格上げに関する要求事項は表 3 に従わなければならない。

7.2 審査員資格の格上げが成功しても、申請者の現行の審査員資格証明更新有効サイクル期間を変更又は

延長してはならない。

**7.3** 格上げ申請手続きを開始する場合、航空宇宙審査員(AA)は該当する各 AQMS 規格について自身が選択した審査員資格証明機関(AAB)に航空宇宙産業経験審査員(AEA)としての資格証明を求める申請を行わなければならない。

**7.4** 審査員は審査員資格証明機関(AAB)に提出する申請書のなかで(それまでの 3 年間における)次を開示しなければならない。

- a) 自身の状態を含め、提起されたパフォーマンス改善計画(PIP)(3.12 参照)
- b) これまでに AQMS 審査の実施を請け負ってきた全ての認証機関(CB)

DRAFT

表 3-AQMS 審査員資格の格上げに関する要求事項

必須要件	航空宇宙審査員(AA)から航空宇宙産業経験審査員(AEA)への審査員資格の格上げ
審査経験(3.1 参照)	<p><b>JIS Q 9100</b> の審査員資格等級の格上げのためには、次の証拠：</p> <p>a) 第三者 AQMS 審査を実施する航空宇宙審査員(AA)として 1 回以上の完全な審査員資格証明有効サイクル期間を経験</p> <p>b) 連続した 3 年間の各年で、30 日以上第三者 AQMS 現地審査(審査計画及び報告書作成を除く)</p> <p>c) 審査チームのリーダーとしてチームを率いて 4 回以上、第三者 QMS 審査を実施</p>
	<p><b>SJAC 9120</b> の審査員資格等級の格上げのためには、次の証拠：</p> <p>a) 9100 航空宇宙産業経験審査員(AEA)資格証明</p> <p>b)連続した 3 年間の各年で、5 日以上第三者 9120 現地審査(審査計画及び報告書作成を除く)</p>
	<p><b>SJAC 9110</b> の審査員資格等級の格上げのためには、次の証拠：</p> <p>a) 9100 航空宇宙産業経験審査員(AEA)の資格証明</p> <p>b) 規制関連の航空機整備に特化した研修コース(3.13 参照)を修了して合格</p> <p>c) 連続した 3 年間の各年で、5 日以上第三者 9110 現地審査(審査計画及び報告書作成を除く)</p> <p>d) 9110 航空宇宙産業経験審査員(AEA)(表 1 9110 実務経験に準拠した資格証明を取得)の立会いの下、完全な第三者 9110 審査に 1 回、直接関与</p>
IAQG 承認の要件(3.10 参照)	IAQG の全要件を満たし、完了した証拠(該当する場合は必ず試験に合格していることを含む)
審査員実務経験(4.3 参照)	証拠は不要
航空宇宙及び防衛(ASD)産業についての知識(4.4 参照)	航空宇宙及び防衛(ASD)産業についての知識がある証拠(該当する場合は必ず 4.4.1 及び/又は 4.4.2 参照)
審査員パフォーマンス管理(3.4 参照)	当該の審査員資格証明有効サイクル期間にわたって、提起された全てのパフォーマンス改善計画(PIP)[7.4 a)参照]、及びその他報告されたパフォーマンス問題又は懸念事項の証拠(9.4 参照)

## 8 審査員のパフォーマンスの監視及び管理

### 8.1 一般

8.1.1 第三者監査の審査員のパフォーマンスは、収集されたパフォーマンス情報の結果に基づいて、監視され(必要に応じて)改善計画が策定されなければならない。

**注記：**組織は第三者監査の審査員に対し、この規格に定める審査員のパフォーマンスの監視及び管理に関する要求事項を利用してもよい。

### 8.2 審査員のパフォーマンスの基準及びパラメータ

8.2.1 審査員のパフォーマンスを監視する場合、最低限、次の必須基準を考慮しなければならない。

- a) 審査日 1 日あたりの不適合
- b) 確認された苦情
- c) 確認された顧客の不適合の異議申立て
- d) オーバーサイト/立会審査の所見

8.2.2 IAQG は、各必須基準(8.2.1 参照)について、パフォーマンスパラメータ(閾値)を設定して、文書化し、伝達しなければならない。

**注記：**IAQG のパフォーマンスパラメータは、継続的改善の推進を支援するために定期的に調整されることがある。

8.2.3 IAQG はまた、監視対象となる、追加の基準及びそれに関連した追加のパフォーマンスを明示することがある。

### 8.3 審査員要求事項

8.3.1 審査員は次のどちらかに該当する場合、審査活動を実施する前に雇用又は契約を締結している全ての認証機関(CB)に通知しなければならない。

- a) 未完了のパフォーマンス改善計画(PIP)(3.12 参照)がある。
- b) パフォーマンス問題が原因で、認証機関(CB)が契約を終了する。

8.3.2 審査員は、未完了のパフォーマンス改善計画(PIP)がある場合、審査員資格の格上げを求めてはいけな。また追加の AQMS 規格の資格証明を申請してはいけな。また別の審査員資格証明機関(AAB)に移転してはならない。

### 8.4 認証機関(CB)に関する要求事項

#### 8.4.1 一般

8.4.1.1 認証機関(CB)は各審査員のパフォーマンスを監視するプロセスを実施しなければならない。

8.4.1.2 認証機関(CB)は、適用される法律、特に個人データの保護及び情報の機密保持に関する法律に従うことを条件として、この規格及び他の ICOP スキームの要求事項に従って、審査員の AQMS 審査活動及び審査パフォーマンスの監視及び報告に関する情報を密接に関連する利害関係者と共有しなければならない。

8.4.1.3 認証機関(CB)及び/又は審査員は、審査員資格証明機関(AAB)又は IAQG が要求した場合、オーバーサイト活動又は特定の調査を支援するために、パフォーマンス評価を提供しなければならない。

#### 8.4.2 審査員パフォーマンス評価

8.4.2.1 各認証機関(CB)は、雇用した各審査員及び/又は契約した各審査員について、少なくとも(表 4 に従って)次を行わなければならない。

- a) 必須のパフォーマンス判断基準及び追加の判断基準に対してパフォーマンス評価を行う(8.2 参照)。
- b) 次を条件として、意図した結果を達成するために知識及び技能を発揮する能力を審査員が有しているこ

とを確認するための、AQMS 現地審査への立会審査を行う。

- － 立会対象の AQMS 規格に対する資格証明のある航空宇宙産業経験審査員(AEA)、又は、セクター管理委員会(SMS)による承認を受けた力量のある認証機関(CB)の審査員である。
- － 立会審査の審査員は、審査を任命された審査チームの一員ではなく、1つの審査につき1人だけの審査員について立会審査を行う。
- － 立会審査は、少なくとも組織での審査の2日分にわたり行う。
- － 立会審査は、製品及び／又はサービスの提供を含め、審査全体を含むものである。

**注記：** 認証機関(CB)で、追加のパフォーマンス監視基準を設定することができる。

**表 4ー審査員のパフォーマンスの監視活動**

審査員	パフォーマンス評価	立会審査
認証機関(CB)にとって新規の審査員	12ヶ月ごと	初回 QMS 審査
既存の審査員		a) 3年ごと b) リスク評価の結果に基づいて最長6年に至るまで(8.4.2.2 参照)

**8.4.2.2** 認証機関(CB)は期待するパフォーマンスを満たす審査員の立会審査の頻度を変更するためにリスクに基づくプロセスを導入してもよい。

**8.4.2.3** リスクの判断基準には少なくとも次を含めなければならない。

- a) パフォーマンスの必須及び追加の判断基準(8.2 参照)
- b) 内部立会審査の結果
- c) 審査文書類のレビュー
- d) AQMS 審査の頻度

#### **8.4.3 審査員のパフォーマンス管理**

**8.4.3.1** 各審査員のパフォーマンスが、完了していないパフォーマンス改善計画(PIP) [8.3.1 a)参照]の対象となっているという通知を含め、規定されたパフォーマンス閾値を満たさない場合、認証機関(CB)は調査しなければならない。また、該当する場合は必ず、次のことを実施しなければならない。

- a) パフォーマンス問題が特定されない場合は、それ以上のアクションは実行しない。
- b) パフォーマンス改善計画(PIP)(3.12 参照)を設定する。
- c) AQMS 審査に対する契約を終了する。

**8.4.3.2** 認証機関(CB)は、以前に遂行された審査の妥当性に影響がないか明確にし、必要に応じて適切な処置を実施しなければならない。

**8.4.3.3** パフォーマンス改善計画(PIP)は、認証機関(CB)によって管理され、明確な改善処置、達成期間、要求される成果を含めなければならない。

**8.4.3.4** 認証機関(CB)は次の場合、10稼働日以内に審査員の審査員資格証明機関(AAB)に書面にて通知し、認証機関(CB)の決定を正当化するために関連する情報を提供しなければならない。

- a) 審査員がパフォーマンス改善計画(PIP)に取り組まない。

- b) 計画された改善が達成されていない。
- c) パフォーマンス問題を原因として認証機関(CB)が AQMS 契約を終了する。

**8.4.3.5** 雇用した審査員又は契約を締結した審査員が、パフォーマンスについてのレビューが行われる前に認証機関(CB)を離れ、その後にパフォーマンス問題が特定された場合、認証機関(CB)はその旨を審査員資格証明機関(AAB)に通知しなければならない。

#### **8.4.4 文書化した情報の保持**

**8.4.4.1** 認証機関(CB)は、文書化した情報を保持しなければならない、これには次を含む、

- a) 設定され、伝達されたパフォーマンスの判断基準及びパラメータ
- b) パフォーマンスの評価、立会審査、調査及び成果
- c) パフォーマンス改善計画(PIP)の実施及び成果
- d) 審査員資格証明機関(AAB)への通知
- e) パフォーマンス問題が特定された場合に、以前に遂行された審査の妥当性を明確にするために実施した処置

## **9 審査員資格証明機関(AAB)に関する要求事項**

### **9.1 一般**

**9.1.1** 審査員資格証明機関(AAB)は、セクター管理委員会(SMS)に承認され、OASIS データベースに登録されなければならない。

**9.1.2** 審査員資格証明機関(AAB)は、準拠法、特に個人データの保護及び情報の機密保持に関する法律を遵守することを条件として、この規格及び他の ICOP スキームの要求事項に従って、審査員の AQMS 審査活動及びパフォーマンスの監視及び報告に関する情報を密接に関連する利害関係者と共有しなければならない。

**9.1.3** 審査員資格証明機関(AAB)は、最小限 2 回の資格証明有効サイクルの間、審査員資格証明の決定及びパフォーマンス管理の裏付けとなる情報(該当する場合は必ず)を文書化して保持しなければならない。

**9.1.4** 審査員資格証明機関(AAB)は、AQMS 審査員資格証明要求事項を満たしているかどうかの判定ができるだけの航空宇宙及び防衛(ASD)産業についての十分に深い知識を有する人(又は人々)を擁していなければならない。審査員資格証明についての決定を下す人(又は人々)はセクター管理委員会(SMS)による承認を得なければならない。

**9.1.5** 審査員資格証明機関(AAB)は、別の組織に審査員資格証明機関(AAB)に代わって審査員資格証明を下請け及び/又は委託してはならない。

### **9.2 運営に関する要求事項**

**9.2.1** この規格及びその他の該当する ICOP スキームプロセス文書に合致する方法で AQMS 審査員が活動を継続できることを保証するために、審査員資格証明機関(AAB)は該当する IAQG セクターと協力しなければならない。

**9.2.2** 審査員資格証明機関(AAB)は少なくとも次を管理するための情報を文書化して維持しなければならない。

- a) 申請書についてのレビュー結果
- b) 結果の通知を含む決定事項
- c) パフォーマンス調査
- d) 資格証明の付与、維持、一時停止、及び取消し



- e) 文書化した情報の保持
- f) 苦情及び異議申立て
- g) 機密保持
- h) 意思決定プロセスを含む公平性
- i) OASIS データベースの記録及び情報の維持
- j) プロセスの有効性測定を含む内部パフォーマンス評価
- k) 密接に関連する利害関係者による定期的なオーバーサイトのアクセス権
- l) マネジメントレビュー

**注記：**手引きとして **JIS Q 17024** を使用してもよい。

### 9.3 審査員の申請書のレビュー及び資格証明

**9.3.1** 審査員資格証明機関(AAB)は、この規格に規定する全ての関連要求事項に照らして審査員の申請書をレビューしなければならない。

**9.3.2** 審査員資格の認証、再認証及び移転の受諾又は拒否、並びに認証の一時停止や取消の決定は、決定の裏付けのために収集された情報及び客観的証拠に基づいて審査員資格証明機関(AAB)により行われなければならない。

**9.3.3** 提供された客観的証拠が当該の要求事項を満たしていない場合、審査員資格証明機関(AAB)は次を行わなければならない(該当する場合は必ず)。

- a) 申請者に更なる客観的証拠の提出を要求する。
- b) 申請者の雇用者に更なる情報の提供を要求する。
- c) 申請の明確化のための説明及び証拠を求めめるために申請者と面接を行う。

**9.3.4** 審査員資格証明を授与し、維持し、拡大し、一時停止又は取消しを決定する人(又は人々)は決定の公平性を損なう可能性がある利害抵触を有してはならない。

**9.3.5** 審査員資格証明機関(AAB)は、資格証明申請の結果が下されてから 5 稼働日以内に資格証明についての決定内容を申請者に知らせるものとし、その審査員の OASIS データベース記録を更新しなければならない。

**9.3.6** すべての適用可能な AQMS 規格の審査員資格証明は常に 1 つの審査員資格証明機関(AAB)を通して付与されなければならない。

**9.3.7** 審査員資格証明の有効期間(即ち、資格証明有効サイクル)は 3 年間である。

### 9.4 審査員のパフォーマンス

**9.4.1** 審査員資格証明機関(AAB)は、審査員のパフォーマンス問題を、受け取り、レビューし、伝達し、処置を決定するプロセスを持たなければならない。

**9.4.2** 審査員資格証明機関(AAB)は、審査員のパフォーマンス問題の通知を受けてから 5 稼働日以内に書面でセクター管理委員会(SMS)に通知しなければならない。

**9.4.3** 審査員資格証明機関(AAB)は、密接に関連する関係者及び審査員とともにパフォーマンスレビュー調査を 20 稼働日以内に完了するようしなければならない。また、次を要求することがある。

- a) パフォーマンス問題を特定した起票者に更なる情報の提供
- b) OASIS データベースからの関連情報の抽出
- c) その審査員の雇用者である全ての認証機関(CB)からパフォーマンス評価データ及び関連する情報の提供

**9.4.4** レビュー後、審査員資格証明機関(AAB)は行動方針に基づいて次の決定しなければならない。

- a) 審査員資格証明の継続

b) 審査員資格証明の一時停止(9.5 参照)

c) 審査員資格証明の取消し(9.5 参照)

9.4.5 審査員資格証明機関(AAB)は決定を下してから 5 稼働日以内に書面で当該の審査員、雇用者である認証機関(CB)及びセクター管理委員会(SMS)に決定内容を通知しなければならない。

## 9.5 審査員資格の一時停止及び取消し

9.5.1 審査員資格証明機関(AAB)による次の調査の結果、審査員資格証明が一時停止、及び／又は取消しされることがある。但し次に限定するものではない。

- a) 当該の審査員が関連する要求事項を満たしていない。
- b) 審査員資格証明の申請書に虚偽の情報が含まれている。
- c) AQMS 審査の実施に伴うパフォーマンスに問題がある。
- d) 審査の文書資料又は報告書、審査の所見又は審査の結論に虚偽があることが証明された。
- e) 非倫理的行動を含め、当該の審査員が IAQG 及び／又は ICOP スキームの評判を落とす行為をした。
- f) 当該の審査員が別の審査員資格証明機関(AAB)から過去に審査員資格証明の棄却、一時停止又は取消しを受けていたことを審査員資格証明機関(AAB)に知らせていなかった。
- g) 当該の審査プロセスとは無関係に、製造元業者(OEM)又は規制当局の処置を必要とする航空機安全の懸念事項の原因となるような行動をとった、又は行動が欠如していた。
- h) パフォーマンス問題に起因して、実施中のパフォーマンス改善計画(PIP)、或いは認証機関(CB)による契約解除を密接に関連する利害関係者に開示していない(8.3.1 参照)。

9.5.2 資格証明の一時停止又は取消しの決定が下されてから 5 稼働日以内に審査員資格証明機関(AAB)は次を行わなければならない。

- a) 次を書面で当該審査員に通知する。
  - － 決定を正当化する理由
  - － 全ての AQMS 第三者監査活動を停止する指示
  - － 決定に対する異議申立ての権利
- b) 当該のセクター管理委員会(SMS)及び認証機関(CB)に書面で通知する。
- c) OASIS データベースの当該審査員の資格証明情報を更新する。

9.5.3 審査員資格証明の復帰は、審査員資格証明機関(AAB)が定めるプロセスに従って一時停止又は異議申立てについて適切に解決された後に審査員資格証明機関(AAB)によって付与されなければならない。

9.5.4 審査員の資格証明を一時停止する決定を下す場合、審査員資格証明機関(AAB)は次を行わなければならない。

- a) 特定された問題に対処することを審査員に要求する。
- b) 実施された是正処置が有効であったことを検証する。

**注記：**検証には、力量があると審査員資格証明機関(AAB)がみなし、かつ事実上利害抵触のない、或いは利害抵触がないと把握された評価者が実施する現地の立会評価を含むことができる。

9.5.5 審査員の資格証明を取消す決定を下す場合、審査員資格証明機関(AAB)は取消しの決定を下した日から 12 ヶ月間以上の強制取消し期間を課さなければならない。その期間中、当該の審査員はいずれかの IAQG セクターでも資格証明の再申請をしてはならない。

**注記：**12 ヶ月という期間は、現地又は国家の法律又は規制を考慮に入れ、証拠の厳正さに基づいて永久取消しまでを含め、延長してもよい。

9.5.6 審査員が資格証明の取消しを受けた場合、その後の資格証明申請は新規申請として扱われなければならない。

## 9.6 審査員資格証明の移転

9.6.1 審査員資格証明機関(AAB)により資格証明を付与されている審査員がその資格証明を別の審査員資格証明機関(AAB)に移転して、現行の審査員資格証明を継続する申請を行う場合、次が適用されなければならない。

- a) 新しい審査員資格証明機関(AAB)による審査員資格証明は、移転申請が当該審査員の資格証明の有効期限が切れる前に行なわれることを条件として、資格証明更新でのみ行われなければならない。
- b) 資格証明有効期限に関係なく、従来の審査員資格証明機関(AAB)に保持されている審査員資格証明は全て、同時に新しい審査員資格証明機関(AAB)に移転されるものとし、有効期限は変更してならない。
- c) 新しい審査員資格証明機関(AAB)は、従前の全ての資格証明決定による当該審査員の資格証明記録を要求するものとし、従来の審査員資格証明機関(AAB)は記録を提供しなければならない。
- d) 新しい審査員資格証明機関(AAB)は、資格証明を付与された審査員の OASIS データベース記録に AQMS 規格及び各資格証明の審査員資格証明等級[即ち、航空宇宙審査員(AA)又は航空宇宙産業経験審査員(AEA)]の両方についての現時点の有効性(即ち、一時停止や取消しがされていない、有効期限が切れていない)が反映されることを確実にしなければならない。
- e) 新しい審査員資格証明機関(AAB)は、当該の審査員が現在進行中のパフォーマンス問題の対象ではないことを従来の審査員資格証明機関(AAB)に確認しなければならない。
- f) 新しい審査員資格証明機関(AAB)は資格証明更新に関する全ての要求事項が満たされていることを確実にしなければならない。

9.6.2 新しい審査員資格証明機関(AAB)への移転が成功裏に完了した時点で、新しい審査員資格証明機関(AAB)は 5 稼働日以内に、資格証明の決定について OASIS データベースを更新して、その旨を以前の審査員資格証明機関(AAB)に書面で通知しなければならない。

9.6.3 新しい審査員資格証明機関(AAB)からの通知を受けて、以前の審査員資格証明機関(AAB)は、OASIS データベースを更新して従前の適用可能な資格証明を確実に取消されなければならない。

9.6.4 移転申請が適切に完了しないと判断された場合、新しい審査員資格証明機関(AAB)は、当該の審査員及び従来の審査員資格証明機関(AAB)に書面で移転申請が棄却されたことを知らせ、棄却の理由を提示しなければならない。審査員は従来の審査員資格証明機関(AAB)の審査員資格証明を再申請して継続することが認められなければならない。但し、この期間内にその審査員の資格証明の有効期限が切れてしまっている場合、その審査員の申請は従来の審査員資格証明機関(AAB)により新規申請として扱われなければならない。

## 9.7 審査員資格証明機関(AAB)の取消し

9.7.1 セクター管理委員会(SMS)が審査員資格証明機関(AAB)の取消しを行う場合、審査員の現行の資格証明はその審査員資格証明機関(AAB)の取消しから最長 6 ヶ月間、又は審査員の資格証明有効期間満了までの期間のうち、いずれか短いほうの期間、承認されている別の審査員資格証明機関(AAB)に移転する資格がある。

9.7.2 移転先である新しい審査員資格証明機関(AAB)は次の事項を行わなければならない。

- a) これまでの審査員資格証明機関(AAB)に全ての審査員記録(即ち、該当する場合は必ず、2 回の審査員資格証明有効サイクル)の提供を要求する。
- b) 既存の審査員資格証明の妥当性を確認し、妥当性があるという決定を下してから 5 稼働日以内に、現行

の資格証明の有効期限を変更することなく、適宜に OASIS データベースを更新する。

- c) 取消しを受けた審査員資格証明機関(AAB)から適用可能な記録を入手できない場合は、関連するセクター管理委員会(SMS)及び IAQG にその旨を通知する。

**注記：**上記の場合、該当する審査員の資格証明状況に関しては関連するセクター管理委員会(SMS)及び IAQG と合意した上で決定が下されなければならない。

- 9.7.3** 新しい審査員資格証明機関(AAB)から確認を得た後、これまでの審査員資格証明機関(AAB)が入力した OASIS データベースにおける当該審査員の全ての審査員資格証明が取消されなければならない。

## 10 研修提供者承認機関(TPAB)に関する要求事項

### 10.1 一般

**10.1.1** 研修提供者承認機関(TPAB)はそれぞれのセクター管理委員会(SMS)によって承認され、OASIS データベースに入力されなければならない。

**10.1.2** 研修提供者承認機関(TPAB)は、この規格に規定する要求事項及び ICOP スキームに沿った方法で研修提供者(TP)が研修を提供し続けることを保証するために該当する IAQG セクターと協力しなければならない。

**10.1.3** 研修提供者承認機関(TPAB)は、適用される法律、特に個人データの保護及び情報機密保持に関する法律を遵守することを条件として、この規格及びその他 ICOP スキームの要求事項に従って、研修提供者(TP)の活動及びパフォーマンスの監視及び報告に関する情報を密接に関連する利害関係者と共有しなければならない。

**10.1.4** 研修提供者承認機関(TPAB)は、航空宇宙及び防衛(ASD)産業に関して研修提供者(TP)及び研修コースの評価及び承認を支援することができるほど十分に深い知識を有する人(又は人々)を擁していなければならない。承認についての決定を下す人(又は人々)はセクター管理委員会(SMS)の承認を得なければならない。

**10.1.5** 研修提供者承認機関(TPAB)は、研修提供者(TP)の組織構造及び/又は研修に関する要求事項(11.4 参照)の変更をレビューして管理しなければならない。また、変更の概要を反映するために書面で研修提供者(TP)に対応を提供しなくてはならない。

**10.1.6** 研修提供者承認機関(TPAB)は、研修提供者(TP)の力量及び講師のパフォーマンスレビューを含め、この規格に規定する要求事項に研修提供者(TP)及び関連パートナー組織(該当する場合は必ず)が適合していることを年1回、レビューしなければならない。

**10.1.7** 研修提供者承認機関(TPAB)は、研修提供者(TP)及び関連する研修コースの申請、承認決定及び要求される年次レビューに関連する文書化した情報を保持しなければならない。

### 10.2 研修提供者(TP)の承認

**10.2.1** 研修提供者承認機関(TPAB)は、この規格に規定されたとおりに研修提供者(TP)を承認し、その承認を維持し、延長し、一時停止し、取消さなければならない。

**10.2.2** 研修提供者(TP)を承認し、その承認を維持し、延長し、承認を一時停止又は取消す決定を下す人々は、その決定の公平性を損なう可能性がある事実上の利益相反又は利益相反とみなされるものがあってはならない。

**10.2.3** 研修提供者承認機関(TPAB)はこの規格に規定する運営に関する要求事項に照らして各研修提供者(TP)申請書をレビューしなければならない。(11.2 参照)。

**10.2.4** 研修提供者(TP)を承認した時点で、研修提供者承認機関(TPAB)はその承認決定から5稼働日以内に適切なデータを OASIS データベースにアップロードすることを研修提供者(TP)に要求し、その旨を書面で通知

しなければならない。

**10.2.5** レビューした結果、当該の研修提供者(TP)はこの規格に規定する要求事項を満たしていないと判断された場合、研修提供者承認機関(TPAB)は承認しない理由を書面で研修提供者(TP)に通知しなければならない。

### **10.3 研修コース及び評価の承認**

**10.3.1** 研修提供者承認機関(TPAB)は、規定の要求事項(12.1 参照)に照らして各研修コース/評価をレビューして、(該当する場合は必ず)承認し、その承認を維持し、一時停止し、取消さなければならない。

**10.3.2** 研修コース/評価を承認した時点で、研修提供者承認機関(TPAB)はその承認決定から 5 稼働日以内に適切なデータを OASIS データベースにアップロードすることを要求し、その旨を研修提供者(TP)に通知しなければならない。

**10.3.3** レビューの結果、研修教材又は評価が当該の要求事項を満たしていないと判断された場合、研修提供者承認機関(TPAB)は承認しない理由を書面で研修提供者(TP)に通知しなければならない。

### **10.4 運営に関する要求事項**

**10.4.1** 研修提供者承認機関(TPAB)は少なくとも次の要求事項を明確にするため、文書化した情報を維持しなければならない。

- a) 申請書のレビュー
- b) 結果の通知方法を含む、決定内容
- c) 研修提供者(TP)承認の付与、維持、一時停止、及び取消し
- d) (要求される場合は)セクター管理委員会(SMS)の同意を含め、研修コースのレビュー、承認及び取消し
- e) 研修提供者(TP)及び/又は研修コースの変更の管理(11.4 参照)
- f) 文書化した情報の保持
- g) 苦情及び異議申立て
- h) 機密保持
- i) 意思決定プロセスを含む公平性
- j) OASIS データベース記録及び情報の維持
- k) 有効性評価するプロセスを含む内部パフォーマンス評価
- l) 密接に関連する利害関係者による定期的なオーバーサイトにアクセスする権利
- m) マネジメントレビュー

### **10.5 研修提供者(TP)の一時停止又は取消し**

**10.5.1** 研修提供者承認機関(TPAB)による調査が終了した後、次に該当する場合、研修提供者(TP)の承認を一時停止又は取り消すことができる(ただし、これらに限定しない)。

- a) 費用の不払い
- b) 研修提供者(TP)又は研修コースがこの規格の要求事項又は研修提供者承認機関(TPAB)の要求事項を深刻に又は、持続的に満たさない結果となり得る不適合
- c) 研修提供者(TP)が以前に別の研修提供者承認機関(TPAB)から棄却、一時停止又は取消しを受けたことを当該の研修提供者承認機関(TPAB)に知らせていない
- d) 研修提供者(TP)からの要請

**10.5.2** 研修提供者(TP)の一時停止及び/又は取消し、若しくは研修コースの承認の取消しに関する決定は、客観的証拠によって裏付けされ、研修提供者承認機関(TPAB)によって行なわなければならない。

**10.5.3** 研修提供者(TP)の一時停止又は取消しの決定後、又は研修コースの承認取消しの決定後、研修提供者

承認機関(TPAB)は次を行わなければならない。

- a) 5稼働日以内に次を書面で研修提供者(TP)に通知する。
  - － 決定を正当化した理由
  - － 決定に対し、異議申立てする権利
- b) 一時停止又は取消しの理由の適切性及び研修提供者(TP)が保持する全ての AQMS コース承認に本決定が与え得る影響を明確にする。
- c) 5稼働日以内に OASIS データベースの研修提供者(TP)又は研修コースの情報を(該当する場合は必ず)更新する。

**10.5.4** 承認の復帰は、研修提供者承認機関(TPAB)が定めるプロセスに従って、一時停止又は異議申立てを適切に解決した後に研修提供者承認機関(TPAB)によって行わなければならない。

**10.5.5** 研修提供者(TP)承認を一時停止する決定を下す場合、研修提供者承認機関(TPAB)は次を行わなければならない。

- a) 特定された問題に対処することを研修提供者(TP)に要求する
- b) 実施した是正処置が有効であったことを検証する。

**注記：**検証には、力量があると研修提供者承認機関(TPAB)がみなす評価者で、かつ事実上利害抵触のない、或いは利害抵触がないと把握された評価者が実施する現地での立会評価を含むことができる。

**10.5.6** 研修提供者(TP)の承認取消しの決定を下した場合、研修提供者承認機関(TPAB)は取消しの決定を下した日から12ヶ月以上の強制取消し期間を課さなければならない。その期間中に当該の研修提供者(TP)はいずれかの IAQG セクターで承認の再申請をしてはならない。

**注記：**12ヶ月の期間は、現地又は国家の法律又は規制を考慮に入れ、証拠の厳正さに基づいて永久取消しまでを含め延長してもよい。

## 10.6 研修提供者承認機関(TPAB)の承認取消し

**10.6.1** セクター管理委員会(SMS)が研修提供者承認機関(TPAB)の承認を取消す場合、研修提供者(TP)の現行の承認は依然として有効であり、研修提供者承認機関(TPAB)の取消しから最長6ヶ月間、承認されている別の研修提供者承認機関(TPAB)に移行することができる。

**10.6.2** 受け入れる研修提供者承認機関(TPAB)は、承認決定を下す前に、必要な承認決定記録を入手して、レビューし、記録の適合性を確認する責任がある。

## 11 研修提供者(TP)に関する要求事項

### 11.1 一般

**11.1.1** 研修提供者(TP)及び関連パートナー組織(例えば、関連会社、フランチャイズ加入者、子会社)は、研修提供者承認機関(TPAB)により承認され、OASIS データベースに入力されなければならない。

**11.1.2** 研修提供者(TP)は、自身に代わって、下請けすること及び/又は別の組織にライセンスを供与し、研修コースを行ってはならない。

**11.1.3** 研修提供者(TP)は、全ての研修宣伝資料が研修提供者承認機関(TPAB)の要求事項を満たしていることを確実にしなければならない(**13.1** 参照)。

**11.1.4** 研修提供者(TP)は、準拠法、特に個人データの保護及び情報の秘密保持に関する法律を遵守することを条件として、この規格及び他の ICOP スキームの要求事項に従って、研修者/参加者の研修活動及びパフ

パフォーマンスの監視及び報告に関する情報を適切な関係者と共有しなければならない。

**11.1.5** 研修提供者(TP)は、以前に研修提供者(TP)申請書の棄却、承認の一時停止、承認の取消しを受けたことがある場合は、その旨を申請書のなかで開示しなければならない。

## **11.2 運営に関する要求事項**

**11.2.1** 研修提供者(TP)は、少なくとも次の要求事項に対処するために文書化した情報を維持しなければならない。

- a) 研修コースの実施及び維持
- b) オリジナル以外の他の言語での研修を履行することを含めて、研修コースの履行の管理
- c) 苦情及び異議申立て
- d) 文書化した情報の保持
- e) 秘密保持
- f) プロセスの有効性のための対策を含む内部パフォーマンス評価
- g) 密接に関連する利害関係者による定期的なオーバーサイトにアクセスする権利
- h) 研修コースの広報及び宣伝
- i) 講師の教育訓練及びパフォーマンス及び力量の定期的評価
- j) 研修コースのプレゼンテーション
- k) 該当する場合は必ず、試験及び再試験の運営及び実施
- l) 必要に応じて、証明書の発行及び取消し
- m) 該当する場合は必ず、合否判定基準の定義を含め、参加者の評価
- n) 研修コースの内容及び試験資料の健全性を含め、セキュリティ
- o) マネジメントレビュー

## **11.3 文書化した情報の保持**

**11.3.1** 研修提供者(TP)は、次を含め、最低 10 年間、この規格の要求事項に適合していることを実証することを示す文書化した情報を保持しなければならない。

- a) 該当する場合は必ず、結果の傾向分析を含め、各研修コースの参加者の記録
- b) 評価、合否決定、及び研修コース修了証明書の記録
- c) 各研修コースのプレゼンテーション、再研修コースのプレゼンテーション、又は再試験の場合は(該当する場合は必ず)次を含めなければならない
  - － プレゼンテーションの会場及び日時
  - － 代行者、講師候補者(トレーニー)、オブザーバーを含む指導チームメンバー、評価担当者、及び試験監督者の氏名
  - － 研修コースの文書資料及び試験問題の改訂レベルの明示
  - － その研修コースに出席した全ての研修参加者の氏名
  - － 採点した試験問題及び継続的評価記録
  - － 再試験を受けた全ての参加者の氏名及びその結果
  - － 研修コースの全要件を満たし、完了したという各証明書の独自の識別番号及び証明書の発行を受けた参加者の氏名
  - － 上申及びそれに関連する解決策又は結果を含むすべての苦情及び異議申立て

**11.3.2** この文書化した情報は、レビュー及び要求事項への適合性の確認のために関連する研修提供者承認機

関(TPAB), セクター管理委員会(SMS)又は **IAQG** に対して利用可能でなければならない。文書化した情報は、関連する研修提供者承認機関(TPAB)が承認する言語で維持しなければならない。

**11.3.3** 研修提供者(TP)が廃業する場合、関連する審査員研修記録は全て、無償で当該の研修提供者承認機関(TPAB)に提供しなければならない。

#### **11.4 研修提供者(TP)の変更**

**11.4.1** 研修提供者(TP)は、所在地の変更があった場合や組織構造やサービス提供に重要な変更があった場合はその旨を研修提供者承認機関(TPAB)に通知しなければならない。

**11.4.2** ICOP スキームの文書資料の変更が公表された場合、研修提供者(TP)は変更を確認／レビューし、研修コース及び／又は研修教材及びそれらの履行／提供に変更を(該当する場合は必ず)組み込まなければならない。

**11.4.3** 研修コースの技術的な変更がある場合、研修提供者(TP)は判断及び承認を受けるために次を含め、研修提供者承認機関(TPAB)に提出しなければならない。

- a) 研修コースの変更の詳細及び変更箇所
- b) 変更又は以前との相違の理由及び理論的根拠
- c) 修正された研修計画及び改訂された研修コースの概要
- d) 学習プロセスへの影響についての評価
- e) 該当する場合は必ず、過去の参加者にも及ぶと考えられる影響

#### **12 研修コース及び評価に関する要求事項**

**12.1** AQMS／産業特有の研修コース及び／又は評価が必要である場合、**IAQG** は最低限次を含む要求事項を規定しなければならない。

- a) 研修コースの内容及び期間
- b) 研修目的
- c) 講師の力量及び資格
- d) 試験及び／又は評価の基準
- e) 研修コース及び／又は評価資料の合否基準
- f) 研修コース／評価の承認に関する要求事項

#### **13 マーク及びロゴの使用**

**13.1** この規格で記載している組織(例えば、認証機関(CB)、審査員資格証明機関(AAB)、研修提供者承認機関(TPAB)、研修提供者(TP))が **IAQG** のマーク又はロゴを使用することを選択する場合、その組織は **IAQG** から書面による承認を得なければならない。



## 付属書 A 略語集

AA	航空宇宙審査員 (Authenticated Auditor)
AAB	審査員資格証明機関 (Auditor Authentication Body)
ABNT	ブラジル技術規格協会 (Brazilian Association for Technical Norms)
AEA	航空宇宙産業経験審査員 (Authenticated Experienced Auditor)
AQMS	航空宇宙品質マネジメントシステム (Aerospace Quality Management System)
ASD	航空宇宙及び防衛 (Aviation, Space, and Defense)
ASD-STAN	Aerospace and Defense Industries Association of Europe - Standardization
CB	認証機関 (Certification Body)
CEN	欧州標準化委員会 (European Committee for Standardization)
CNSA	中国国家航天局 (China National Space Administration)
CPD	継続的専門能力開発 (Continual Professional Development)
CSA	カナダ宇宙庁 (Canadian Space Agency)
ESA	欧州宇宙機関 (European Space Agency)
FOD	異物損傷／異物残置 (Foreign Object Damage/Debris)
IAQG	国際航空宇宙品質グループ (International Aerospace Quality Group)
ICOP	業界による監視制度 (Industry Controlled Other Party)
IEC	国際電気工学委員会 (International Electrotechnical Commission)
ISO	国際標準化機構 (International Organization for Standardization)
JAXA	宇宙航空研究開発機構 (Japan Aerospace Exploration Agency)
JSA	日本規格協会 (Japanese Standards Association)
MoD	国防省 (Ministry of Defense)
NAIA	国内航空宇宙産業団体 (National Aerospace Industry Association)
NASA	アメリカ航空宇宙局 (National Aeronautics and Space Administration)
OASIS	Online Aerospace Supplier Information System
OEM	製造元業者 (Original Equipment Manufacturer)
PIP	パフォーマンス改善計画 (Performance Improvement Plan)
QMS	品質マネジメントシステム (Quality Management System)
SJAC	日本航空宇宙工業会 (Society of Japanese Aerospace Companies)
SMS	セクター管理委員会 (Sector Management Structure)
TP	研修提供者 (Training Provider)
TPAB	研修提供者承認機関 (Training Provider Approval Body)